平成２６年（フ）第１６６号
札幌市豊平区西岡２条11丁目16番21号、破産手続開始決定時の住所札幌市豊平区西岡５条11丁目５番８号
破産者　浅水　啓子
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８１号
埼玉県鶴ヶ島市新町２丁目11番地６、破産手続開始決定時の住所埼玉県坂戸市大字塚越1416番地30
破産者　石栗　　誠
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５６８号
埼玉県所沢市小手指南１丁目25番地の103　トーシンハイツ所沢北野202
破産者　田崎　　功
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６６１号
神奈川県厚木市恩名５丁目５番30―108号
破産者　梶原　浩嗣
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４０３号
神奈川県秦野市平沢1161番地の１　ウエルカーサ秦野二番館105号
破産者　奥山　美紀
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５８４号
神奈川県厚木市妻田東２丁目15番12号　アメニティハウス壱番館201、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市林３丁目５番43号
破産者　神田　広明
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６０３号
神奈川県愛甲郡愛川町角田4309番地
破産者　成井　博文
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４８号
新潟市江南区東船場２丁目２番19号
破産者　横山　正行
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６０３号
静岡市葵区北安東３丁目20番30―９号
破産者　杉山　俊英
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１３９号
愛知県一宮市大和町苅安賀字八王子25番地　レジデンス八王子302号、開始決定時の住所愛知県一宮市観音寺１丁目14番４―602号　ユーハウス一宮
破産者　内田　伸雄
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２０６号
名古屋市瑞穂区新開町14番５号　新開コーポ303号
破産者　小暮　　昭
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２３３号
愛知県小牧市東１丁目188番地　リバーサイド21―302号、従前の住所愛知県小牧市大字北外山3817番地１　クレメント小牧502号
破産者　濵田　　武
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６４号
京都市上京区小川通一条上る革堂町583番地４、開始決定時の住所京都市北区紫竹西南町39番地２
破産者　藤木　将太
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９５号
神戸市垂水区塩屋町５丁目13番６号
破産者　赤工　哲彦
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２５号
岡山県倉敷市連島町鶴新田2067番地６、開始決定時の住所岡山県倉敷市連島町鶴新田2450番地15
破産者　坂尾　信夫
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２９８号
徳島市春日３丁目１番１―201号　プリマベーラ、旧住所徳島市北佐古二番町６番39―302号
破産者　西野　加代
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０号
長崎県大村市竹松本町977番地３　プレジール堀溝Ｂ棟105号室、前住所長崎県大村市黒丸町596番地１
破産者　朝野　梅子
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係